

田村市消費生活センターは平成 29 年 7 月に開所しました。  
私たちは、田村市民のみなさまの消費者トラブルについてのご相談を受け、  
トラブル解決に向けたお手伝いをさせていただいております。



ハガキ編

## 悪質な架空請求に注意してください!!

### ●トラブル相談事例

今日、地方裁判所管理局という所から高齢の母宛に「特定消費料金訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届いた。下記の電話番号に連絡なき場合は給料や不動産等を強制的に差押えると書いてある。裁判取り下げ最終期日は今日の日付で、連絡は必ず本人からするようにとのことである。電話すべきか。

### ★「特定消費料金」というものはありません！連絡せずに無視してください！

- \*「**地方裁判所**」と名乗っていますが、**裁判所は一切関係ありません**。裁判所の名称を不正に使用しています。
- \*相手方が何らかの方法で得た個人情報に基づき発信しており、不特定多数に送られているものです。電話を掛けると不当に高額な金銭を請求される可能性があります。
- \*上記の他にも、「**総合消費料金**」、「**民事訴訟管理センター**」や「**国民訴訟通達センター**」という名称で送られてくる場合もありますが、これらは全て架空請求です。無視してください。

### 裁判所からの正式な通知は「特別送達」で届きます！

\*正式な裁判手続では、訴状は「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で郵便職員が直接宛名本人へ手渡すことが原則となっており、ハガキでポストに投げ込まれることはありません。

※万が一裁判所から正式な封書を受け取ってしまった場合は、決して無視をしてはいけません！たとえそれが身に覚えのない請求だったとしても、通知を持って裁判所に問い合わせてください。

### ◎焦って電話をしてしまったら…◎

- 金銭を請求されても決して支払わず、その後一切の連絡を絶ってください。不安な場合は、消費生活センターへご相談ください。

お金を支払うと  
取り戻すのが  
困難！

一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。  
田村市消費生活センター ☎0247-61-5009

【受付時間】月～金（祝日は除く）午前9時～午後4時